

令和8年度カーボンニュートラルやまがた県民運動普及啓発事業 業務委託基本仕様書

1 委託業務名

令和8年度カーボンニュートラルやまがた県民運動普及啓発事業

2 事業の目的

2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンやまがた 2050」の実現に向けて、県民一人ひとりが生活の中で環境への影響を意識し、脱炭素アクションを自分ごととして捉え、行動につなげるきっかけづくりを通して、意識変容や行動変容につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務内容

本事業の受注者は、以下（1）～（6）の内容に従って業務を遂行すること。ただし、具体的な実施内容については、提案の内容を基に山形県（以下「県」という）と協議の上、決定するものとする。

- （1）県民のCO₂排出量の可視化
- （2）県内イベント等とタイアップした普及啓発
- （3）脱炭素型ライフスタイルへの行動変容を促すプロモーション
- （4）県民運動 CM の動画制作及び放映
- （5）県民運動ポスターの制作及び配布
- （6）ロゴマーク入り普及啓発物品の制作

（1）県民のCO₂排出量の可視化

県民がそれぞれの生活の中で環境への影響を意識し、脱炭素アクションを自分ごととして捉え、行動につなげることを目的としたウェブサイトの保守管理及び運営を行うこと。本業務は、原則として、令和7年度カーボンニュートラルやまがた県民運動普及啓発事業において構築したウェブサイト「カーボンニュートラルやまがた」^{※1}を基礎とし、内容の更新、保守管理及び運営を継続して実施するものである。なお、前年度に作成された設計書やHTML、ファイル、コンテンツ一式等について、本業務の対象とする。

※1 ウェブサイト「カーボンニュートラルやまがた」：<https://decarbo.earth-hacks.jp/myscore/yamagata/>

① ウェブサイト本体

ア ウェブサイトには、県民個人の生活に係るCO₂排出量を可視化できるも

- の（以下「可視化ツール」という）を搭載していること。なお、「③留意事項」を遵守すること。
- イ 可視化ツールは科学的根拠に基づき、県民の CO₂排出量を可視化できるものであること。
- ウ 可視化ツールを軸に、県民が楽しみながら脱炭素アクションに取り組むことができる仕組みを備えること。可視化ツールの結果ページには、結果に応じて適した脱炭素アクションを CO₂削減効果とともに紹介すること。なお、紹介する脱炭素アクションは、（3）の脱炭素化に向けたツアーや小売店等での販促フェアで取り上げた脱炭素アクションを含めること。
- エ 可視化ツールを活用して県民が測定した結果は、市町村、性別、年代別に集計することができる仕組みを備えること。
- オ ウェブサイトでは「カーボンニュートラルやまがた県民運動」の取組みを情報発信すること。
- カ Windows、MacOS、iOS、Android の OS に対応する主要なブラウザ（MicrosoftEdge、GoogleChrome、Firefox、Safari 等）で閲覧可能であること。
- キ レスポンシブ Web デザインを採用し、PC、スマートフォン及びタブレット端末で閲覧しやすいものとすること。
- ク 高齢者や障がい者を含めたすべての利用者が支障なく利用できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮すること。
- ケ 情報発信に当たり、県が記事を適宜自由に追加または編集できるシステムを備えること。
- コ ページ閲覧者の分析ができるよう、Google アナリティクス等を設定すること。
- サ ウェブサイトは、令和8年5月末を目途に運用を開始すること。
- ② ウェブサイトの保守管理及び運営
- ア 本業務の遂行にあたっては、「山形県情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
- イ 検索エンジン SEO 対策（検索エンジン最適化：インターネット検索結果において高い順位に表示）を実施すること。
- ウ サーバーは受注者が用意し、セキュリティのレベルや初期設定及び後年に必要な経費等の必要な情報とともに提案すること。なお、サーバーの調達・維持管理費用等は本委託料に含むものとする。
- エ ドメインは県と協議の上、決定すること。
- オ 常時 SSL（全ページ https 化）を行うこと。SSL サーバー証明書は、OV 認証型以上のものを使用すること。
- カ 各種トラブルへの対応、サーバー管理、システムチェック、不正アクセスの監視、アクセス件数管理、ログ運用管理、サイトデータのバックアップ

- プ、OS やソフトウェア等のバージョンアップ等の保守を行うこと。
- キ 委託期間中、県からの問合せに迅速に対応できるよう体制を整備すること。
- ク トラブル発生時には、速やかに県に報告した上で、迅速に復旧すること。
- ケ サイトデータについては、一定領域に保存し、毎日バックアップすること。方法、保存期間等については、県及び受注者で協議の上、決定すること。
- コ 定期的な保守等を行うに当たり、受注者は、可能な限り業務サービスを停止させずに実施すること。万が一、やむを得ず業務サービスを停止し、計画的な保守等を行う場合、その 1 週間前までに県に連絡すること。
- サ 公開中の改修においては、業務やサービスに不具合が起こらないよう、事前にテストを実施し、県の承認を得て反映すること。
- シ システムの更新及び変更内容を記録し、成果品等（記事の追加または編集のためのマニュアルを含む）は常に最新の状態に保つこと。
- ス 月 1 回程度の軽微なコンテンツやデザインの修正に対応すること。なお、大規模な修正は、県と協議の上、必要に応じて別途契約することとする。また、他のウェブサイトや SNS にリンクを掲載するためのバナー画像について、修正を反映したものを県に提供すること。バナーデザインやサイズ等は県と協議の上、決定すること。
- セ 一般的なツールを用いて閲覧者に関するアクセス解析を行い、毎月報告すること。

③ 留意事項

- ア ウェブサイトや可視化ツールの保守管理及び運営に当たっては、県と十分に協議すること。
- イ 契約期間満了後、または本業務の全部もしくは一部の業務に係る契約が解除された場合は、受注者は県の指示のもと、業務引継に伴うシステム移行等に必要となる本業務の設計書や HTML、ファイル等を円滑に提供し、新たに保守管理及び運営を実施する委託者等が継続して本業務を遂行するために必要な措置を講じること。

（2）県内イベント等とタイアップした普及啓発

県民に対して、（1）の可視化ツールの活用を促進し、脱炭素に関する意識や行動変容を促すことを目的に、山形県内で開催されるスポーツや文化イベント等、特に若者に訴求効果のあるイベントに参画または連携し、来場者に対する普及啓発を行うこと。

① 実施場所

山形県内の 3 つ以上のイベントで実施

② 実施業務

- ア 企画運営、連絡調整等、イベントに係る一切の業務とする。
- イ 各イベントの来場者に対してアンケートを実施すること。なお、アンケートの内容については、別途、県と協議の上、決定すること。

③ その他

参画または連携するイベントに応じて臨機応変に対応し、(6)のロゴマーク入り普及啓発物品を活用する等、イベントごとに最大効果が得られるよう企画及び運営を行うこと。

(3) 脱炭素型ライフスタイルへの行動変容を促すプロモーション

県民による脱炭素型ライフスタイルの再発見を図ることを目的に、県内における脱炭素化に向けたツアーや小売店等での販促フェアを企画・実施し、具体的な脱炭素アクションを広く情報発信すること。併せて、県民同士の繋がりを生み出すことによって、脱炭素アクションをもっと身近な「自分ごと」として感じてもらい、行動変容を促すことを目的に、実践した脱炭素アクションをSNSで投稿・拡散してもらうキャンペーンを企画・実施すること。

① 脱炭素化に向けたツアーの実施

- ア 環境負荷の少ないサステナブルな体験（移動、食事、住宅、ショッピング）ツアーを昼食付きの日帰りで企画・実施すること。
- イ 参加人数及び対象は、1ツアー当たり 20 名程度、一般向け・親子向けで各 1 回催行し、参加者の募集、とりまとめ、その他一切の連絡調整を受託者が行うこと。
- ウ 集合から解散まで一貫して同行するガイドを手配すること。また、貸切バスを手配する場合、運転手に加えて、補助席を使用しない状態で計 20 名が座ることができる最も経済的な車両 1 台を手配すること。
- エ 昼食及び昼食場所を手配すること。なお、体験の一環としてもよい。
- オ ツアー行程中に必要な食事代、体験料、入場料等に係るすべての費用を本委託料に含めるものとし、参加者からツアーやに係る費用は徴収しないこと。ただし、昼食について体験の一環としない場合は、ツアーや運営費に充てるため、参加者に対し、昼食代相当の参加費を徴収することとし、参加費の合計額を本委託料から除くこと。また、ツアーや集合解散場所までの旅費は参加者の自己負担とする。
- カ ツアーや行程上の訪問先と必要な連絡を取り合い、事前に予約・手配すること。
- キ 当日の訪問先との連絡調整、緊急時の対応、記録写真撮影のため、添乗員を 1 名手配すること。記録写真等の撮影に当たっては、参加者及び訪問先に事前に確認を行い、撮影した写真等は県がウェブサイトや SNS、その他広報資料等において使用することがある旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。

- ク ツアー中の事故へ対応するための国内旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。保険の内容は、死亡・後遺障害、入院・通院、第三者・訪問先への賠償責任等を補償するものとすること。
- ケ 荒天時の対応について、県に事前に提案すること。また、天候等により実施が困難であると予想される場合、前日までに県と協議の上、中止を決定し、直ちに参加者へ連絡すること。
- コ 天候等の理由でツアーを実施できない場合は、原則として延期とし後日再度ツアーを企画、実施すること。なお、中止により発生した経費負担は本委託料に含むものとする。
- サ ツアーの内容は、日常生活で実践しやすい脱炭素アクションにつながるものであり、参加者が体験することに伴い発生する CO₂排出量を数字としてみせることで、どういった選択を行うことでより環境負荷の少ない選択につながるのか(CO₂削減効果)、脱炭素アクションを自分ごととして捉え、行動変容につながる体験型プログラムとして実施すること。
- シ 参加者に事前に(1)の可視化ツールを計測させることで、自分が現状排出している CO₂の量を把握した上で、ツアーの体験を通じて脱炭素への貢献度合いを一貫して理解できる仕組みとすること。
- ス CO₂削減効果の算定は、方法を県と協議の上、受託者が実施すること。
- セ 参加者は一般県民のほか、県民に訴求力のあるインフルエンサーやメディアを招聘し、現地で体験したことやその後の日常生活で実践する脱炭素アクション等、県民が脱炭素アクションに取り組むヒントや関心を引き出すことで、行動変容につながるような内容を情報発信すること。
- ・ 各ツアーに5名程度起用すること。
 - ・ ターゲットは、県内在住の若年層(10代から30代)を中心とした一般県民とすること。
 - ・ インフルエンサー(マイクロインフルエンサー程度)は自身が管理するSNSを活用して3投稿以上、メディアは自社媒体を活用して1企画以上実施すること。なお、一般県民の参加者にもSNS投稿等を促すこと。
 - ・ ④のSNSを活用したキャンペーンの広報も兼ねること。
 - ・ 投稿・企画内容及び掲載日については県と協議の上、決定すること。
 - ・ 掲載後は掲載内容や効果検証の結果(リーチ、エンゲージメント、コメント内容等)を県に報告すること。
- ソ 参加者に対して、ツアーの感想、意見、SNS等での情報発信の予定等を把握するためのアンケートを実施し、その結果を取りまとめること。アンケートの内容については、県と協議の上、決定すること。
- タ ツアーの内容(体験内容、CO₂削減効果の算定方法、招聘するインフルエンサーやメディアの候補、募集方法、実施スケジュール等)について、企画提案書においてできるだけ具体的に提案すること。

② 脱炭素化に向けた小売店等での販促フェアの実施

ア 県民の脱炭素消費行動を促進するため、県内の小売事業者等と連携し、販促フェアを実施すること。

イ 販促フェアは2事例以上実施すること。なお、各事例の内容は重複を避け、できる限り相互に関連性を持たせるとともに、年齢その他多様な層にアプローチする等、多くの県民への波及を念頭に置いたものとすること。

ウ 各販促フェアは原則1か月以上（いずれか1つは環境月間とされる6月を含めた期間）、同列の複数店舗で実施すること。

エ 販促フェアの実施に当たり、環境に配慮した商品・サービスに発生するCO₂排出量を数字としてみせることで、どういった選択を行うことにより環境負荷の少ない選択につながるのか（CO₂削減効果）、脱炭素アクションを自分ごととして捉え、行動変容につながるよう、売り場表示を行うこと。

オ 県が想定する販促フェアの内容（一例）は下記のとおり。

- ・ 小売店舗内（スーパー・マーケット等）での専用売り場の設置
- ・ 複数の小売事業者等と連携した広域的な普及啓発活動
- ・ 今後の脱炭素化社会の中心となる子どもを対象とした職場体験
- ・ その他、民間事業者と連携し、多くの県民が環境に配慮した商品・サービスに触れることができる取組

カ 広報物の制作や従業員向け研修等、業務の遂行に当たり必要となる一切の経費は全て本委託料に含むものとし、企画段階で経費の内訳を提示すること。

キ 記録写真等の撮影に当たっては、店舗等に事前に確認を行い、撮影した写真等は県がウェブサイトやSNS、その他広報資料等において使用することがある旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。

ク 販促フェアの内容（連携予定の小売事業者等、CO₂削減効果の表示を行う商品等の種類、CO₂削減効果の算定方法、ターゲットとする県民の属性、規模、展開方法、周知啓発の方法、実施スケジュール等）を企画提案書において提案すること。

③ 県公式SNS等での情報発信

ア 脱炭素化に向けた①のツアーや②の小売店等での販促フェアで取り上げた脱炭素アクションについて、山形県環境エネルギー部公式SNS「つなぐ環境やまがた」^{※2}等で県が情報発信するにあたり、必要となる情報、原稿、画像・動画等の素材を作成・手配して、県に提供すること。

イ 各情報発信で用いる素材について、より多くの県民の関心を引くため、統一感のあるデザインや共通のテーマに基づいて作成すること。

※2 Instagram「つなぐ環境やまがた」：<https://www.instagram.com/tunakanyamagata/>
X「つなぐ環境やまがた」：<https://x.com/tunakanyamagata>

④ SNSを活用したキャンペーンの実施

ア 日常生活で実践した脱炭素アクションをSNS（Instagram等）にて投稿

- してもらい、期間中に集まった投稿の中から、評価が高い投稿を選定し、景品をプレゼントするキャンペーンを企画・実施すること。
- イ ターゲットは、県内在住の若年層（10代から30代）を中心とした一般県民とすること。
- ウ キャンペーンの回数及び実施期間は、1回以上とし、1回当たり3か月以上とすること。
- エ キャンペーンの参加方法は、山形県環境エネルギー部公式SNS「つなぐ環境やまがた」アカウント（以下「県公式アカウント」という）のフォロー、キャンペーン用に設定するハッシュタグ及び県公式アカウントのタグを付けることを要件にすること。
- オ キャンペーンの問合せ対応や当選者への連絡（送付先住所の確認等）、景品の手配・発送作業は受託者にて行うこと。当選者については、選定方法を県と協議の上、選定すること。また、景品については、キャンペーンへの参加を訴求するような内容・数量を手配し、本委託料に含むものとする。
- カ より多くの県民にキャンペーンの情報が届き、参加を誘引するために、効果的な情報発信を実施すること。
- ・（1）のウェブサイト内に特設ページを設置すること。
 - ・SNS広告を実施すること。最適な配信素材、配信方法、配信スケジュール等は県と協議の上、決定すること。
 - ・そのほか、他の業務と連動して効果的な情報発信を実施すること。
- キ キャンペーン結果は、特設ページや（2）のイベント、（3）①セ・③の情報発信等の機会を使って、広く発表すること。
- ク キャンペーン終了後は、投稿したアカウント数及び件数や投稿者の属性、投稿者のフォロワー数の実績、SNS広告の実績等、キャンペーンの効果検証の結果を県に報告すること。
- ケ 投稿は、カーボンニュートラルやまがた県民運動のPRを目的に県が使用できるよう、写真等の使用許諾（無償かつ使用期限は定めない）を得る作業は受注者が行うこと。写真等内で確認できる対象物によって肖像権や著作権等の第三者の権利侵害があった場合、県では一切の責任を負わない。
- コ キャンペーン期間外も、例えば季節ごとにテーマ（例：山形の夏はマイボトルで水分補給をしよう）を設定することで話題性を創出し、県民による継続的な投稿を促すこと。
- サ キャンペーンの実施に当たっては、対象とするSNSの利用規約を遵守すること。
- シ キャンペーンの内容、景品について企画提案書において提案すること。

⑤ 共通事項

ツアーや販促フェア等を通じた実体験による理解促進、他者の情報発信への共感醸成、キャンペーン参加を促すインセンティブ付与等により、県民が

主体的に脱炭素アクションに取り組む動機付けとなるよう、各業務を一体的に実施すること。

(4) 県民運動 CM の動画制作及び放映

カーボンニュートラルやまがた県民運動に関する県民による理解及び参加促進を目的とした動画を制作し、県内の放送媒体で放送すること。

① 動画コンセプト

ア 脱炭素アクションへの行動変容を促すため、視聴者が具体的な行動に移せるよう誘導する構成とすること。

イ 映像表現や演出、ロゴマーク表示等を用いて、視聴者に「県民総ぐるみで取り組む運動」という印象を与え、カーボンニュートラルやまがた県民運動の社会的意義を高める工夫を盛り込むこと。

ウ 上記コンセプトを踏まえた動画の内容を企画提案書において提案すること。

② ターゲット

県内在住の子育て世代（家計・子どもの未来に訴求）を中心とした一般県民とすること。

③ 本数及び放送計画

ア CM用を1本以上制作し、複数の放送媒体（放送局）での同時放送を含め合計の放送露出が4か月相当以上となるよう放送期間を確保すること。

（1）のウェブサイト掲載用を別途制作すること。

イ 効果的な放送計画（尺・形式・放送媒体・放送スケジュール（推奨する曜日・時間帯）等）を企画提案書において提案すること。特に、②のターゲットに応じた放送枠やローカル番組での放送を優先的に検討すること。

④ 動画の納品

ア 令和8年9月末日までに電子データで納品すること。

イ 県が他のウェブサイト等で別途公開するに当たり、掲載作業が可能な形式で、データを納品すること。

⑤ その他

ア 広報やウェブサイトに掲載する際に使用するサムネイルを制作すること。

イ 動画の企画立案から完成までに、県による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。

⑥ 留意事項

ア 動画の制作に当たり、受注者は企画立案、動画構成、台本作成、演出、出演者交渉・スケジュール調整、素材作成、撮影、編集、収録、BGM音響制作、著作権等の処理等の業務の一切を行うこと。

イ 業務の遂行に当たり必要となる一切の経費は全て本委託料に含むもの

とする。

ウ 制作する動画には使用期限を設けないこと。ただし、無期限使用が本事業の目的の効果的な達成を妨げるおそれがあると判断される場合は、県及び受注者で協議の上、使用期限の設定や代替措置を検討すること。

(5) 県民運動ポスターの制作及び配布

カーボンニュートラルやまがた県民運動の普及啓発を目的としたポスターのデザイン制作及び配布を行うこと。なお、制作するポスターは、以下の仕様を満たすものとすること。

判型	B2判 片面
色番	4色（カラー）
用紙	コート紙 135kg 又はそれに準じる規格（県と協議の上、決定すること）
加工	8つ折加工（B5判仕上げ）
数量	4,000部
納期	令和8年5月末日まで
デザイン	令和7年度カーボンニュートラルポスターコンテストの最優秀作品を使用すること。（データは別途、県が提供する）
その他	<ul style="list-style-type: none">標題及びサブタイトルは飾り文字、他の文字はイラストに合った文字を使用し、視覚に訴えるデザインとすること。受注者はデザインの原稿を作成し、デザインの最終的な決定は県が行うものとする。制作したポスターは、県の指定する部数を指定する場所（430箇所程度）にそれぞれ指定する期限まで発送すること。なお、発送先に応じて、加工の一部変更を指示する場合がある。完成したデザインは県に電子データ（JPG形式）で納品すること。印刷不良や誤発送が発生した場合は受注者の負担で再制作・再発送すること。

(6) ロゴマーク入り普及啓発物品の制作

カーボンニュートラルやまがた県民運動の普及啓発を目的に、各種イベントやキャンペーン等への参加者に配布する物品を制作すること。なお、制作する対象物品は、以下の仕様を満たすものとし、企画提案書において提案すること。

種類	2～3種類程度
数量	計1,500個程度
納期	配布計画を作成の上、当該計画に間に合うよう納品すること。
デザイン	県が作成した「カーボンニュートラルやまがたロゴマーク」を効果的に使用し、視覚に訴える物品とすること。

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象物品は、容易に使用でき、年代を問わず使用が見込めるものとすること。また、安全性及び耐用性が確認されたものとすること。 ・ 対象物品は、脱炭素に寄与するものとすること。 ・ 対象物品及びデザインの最終的な決定は、県が行うものとする。 ・ 完成したデザインは県に電子データ（JPG 形式）で納品すること。 ・ 不良品や誤発送等が発生した場合は受注者の負担で再制作・再発送すること。
-----	--

5 業務実施計画書の提出

- (1) 受注者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画（実施体制、事業内容、スケジュール等）を作成し、県に提出すること。また、計画を変更しようとする場合には、速やかに県の承認を受けること。
- (2) 受注者は、本業務を指揮する業務実施責任者を配置すること。同責任者はやむを得ない場合を除き、業務が完了するまでの間は変更しないこと。

6 成果物

受注者は、本業務完了後、速やかに業務完了報告書（A4判縦）を2部提出すること。その他の本業務で制作した成果物は完成した際に提出すること。

7 留意点

- (1) 本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、事業目的を達成するために、よりよい手法、技術またはアイデア等があるときは、独自提案として、県に対して積極的に提案すること。
- (2) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受注者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受注者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (3) 業務が終了したときは、業務完了報告書を作成し、事業実績及び証拠書類を添えて定められた期日まで提出すること。
- (4) 本業務にて提供される成果物の著作権及び所有権は、県に帰属するものとする。ただし、一般に公開されていない特殊な技術等の権利については、県と受注者で協議の上、帰属を決定する。
- (5) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じることとともに、本事業の目的以外に使用または第三者に提供してはならない。このことは、本業務終了後においても同様とする。
- (6) 受注者は、従業者の雇用に当たっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安

全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。

- (7) 業務を行う際に、不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受注者の責任においてこれを解決すること。また、速やかに県に報告すること。
- (8) 委託契約締結後、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある。
- (9) この仕様書に定めのない事項、仕様書に定める業務の実施にあたって必要な詳細事項及び仕様書等の解釈に疑義が生じたときは、遅滞なく県と受注者で協議して決定するものとする。